八街市公告

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の案について、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定に基づき、次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和８年１１月５日

八街市長　　北村　新司

１．地域計画の案を作成した地区
（１）八街東地区
（２）八街中地区
（３）交進地区
（４）二州東地区

２．縦覧場所
千葉県八街市八街ほ３５番地２９
八街市地域振興部農政課

３．縦覧期間
令和８年１１月５日から令和８年１１月１９日
（土曜日、日曜日を除く）

４．縦覧時間
午前８時４５分から午後４時３０分まで

５．意見書の提出について
農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定に基づき、各計画の案に対する意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、八街市地域振興部農政課へ意見書を提出することができる。